

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月19日
【計算期間】	第48期 （自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日）
【ファンド名】	公社債投信8月号
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】**

① ファンドの目的

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
公債	(隔月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券	年12回	中南米	
クレジット属性 ()	(毎月)	アフリカ	
不動産投信	日々	中近東 (中東)	
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))	その他 ()	エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

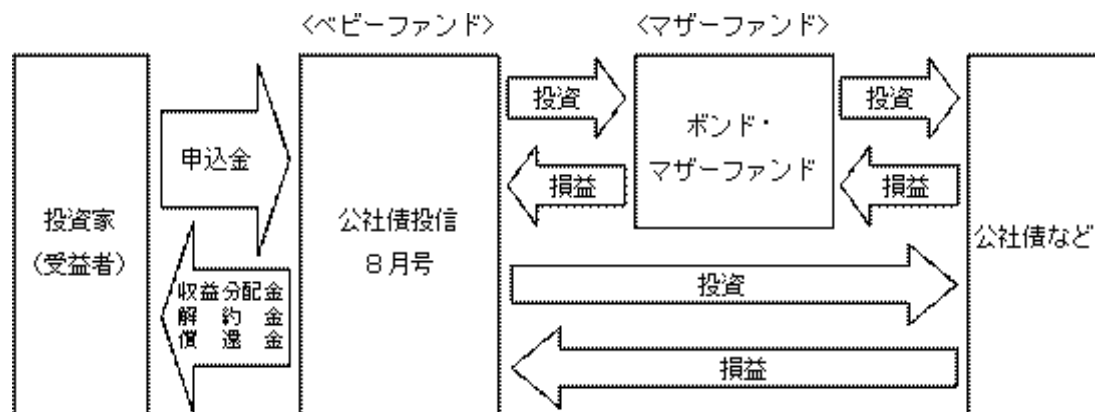
③ ファンドの特色

1) 公社債で運用します。

- ・国債、地方債、金融債、電力債などの公社債などに投資するとともに、ファミリーファンド方式で運用を行ない、公社債などを主要投資対象とする「ボンド・マザーファンド」受益証券にも投資します。
- ・原則として、残存1年以内の債券などを中心に投資を行なうことにより、元本の安全性を重視した運用を行ないます。
- ・ただし、金融環境などの変化に弾力的に対応するため、残存1年超5年以内の債券に投資し、中長期的に元本の安全性に配慮し収益性を追求する運用を行なうこともあります。

◆ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



2) 基本運用スタンス

- ・元本の安全性を優先するとともに、高い流動性を維持した運用を行ないます。信用度が高く、残存期間の短い公社債および短期金融商品を中心に投資し、信託財産の安全性を優先した運用を行ないます。
- ・各種リスクをコントロールしつつ、より高い収益の獲得をめざします。金利リスク・信用リスクをコントロールしつつ、運用効率を高めるために最適と考えられるタイミングでの投資や、国債とその他の公社債との金利差を比較分析し、これに基づいた投資などを行ない、より高い収益の獲得をめざします。

3) 信託期間は無期限です。

- ・信託期間は無期限とします（昭和36年8月21日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- ・ご換金は、販売会社でいつでもできます。

4) 公社債投信は12本のファンドで構成されています。

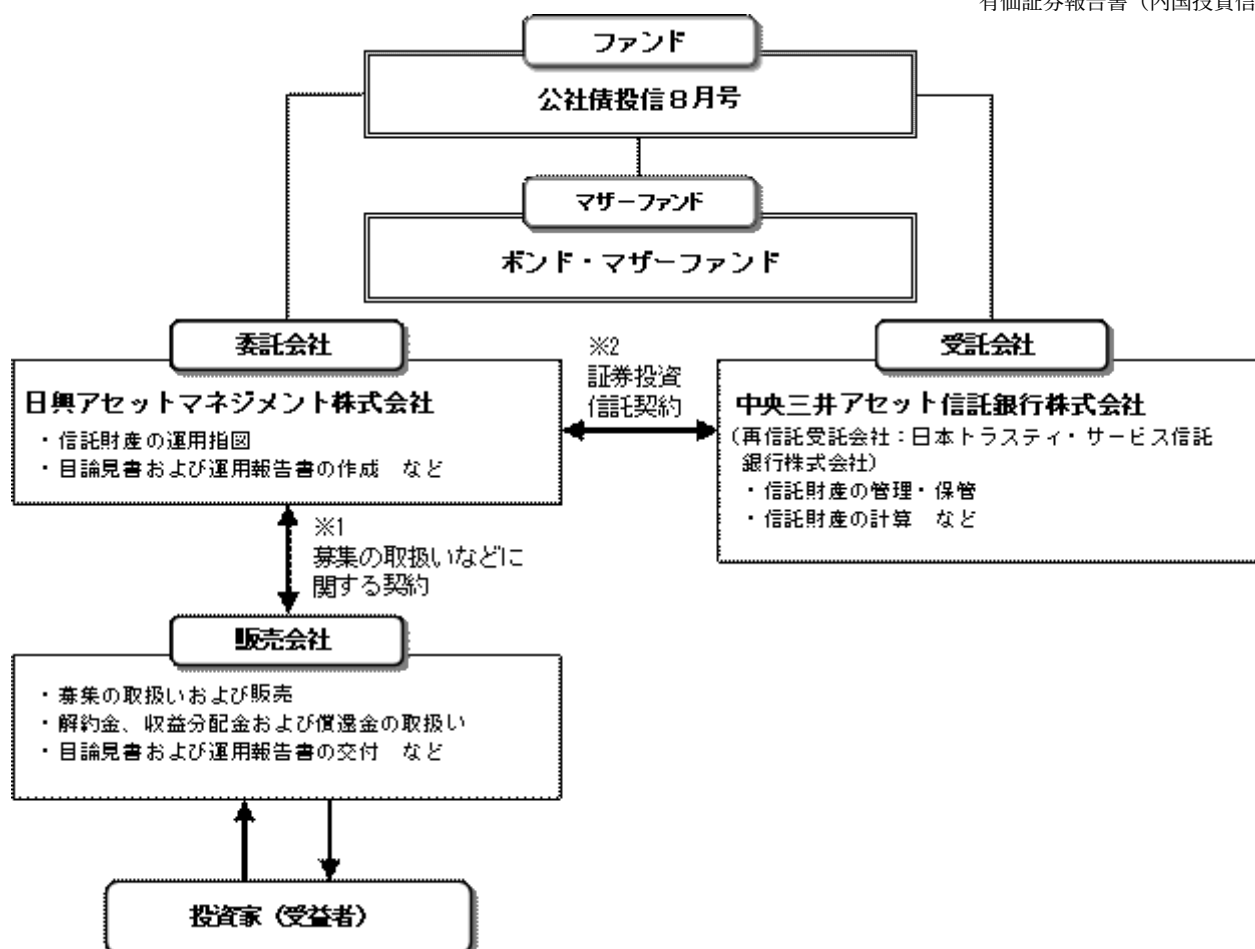
公社債投信は、公社債投信1月号から公社債投信12月号の12本のファンドで構成されています。

④ 信託金限度額

- ・2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成21年10月1日現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中心区北浜四丁目5番33号	194,152,500株	98.54%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

(2)【投資対象】

<公社債投信8月号>

「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびにわが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条の3および第18条の8に定めるものに限り。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として「ボンド・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 国債証券
 - 2) 地方債証券
 - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り。）
 - 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
 - 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
 - 9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 - 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- #### ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④ 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付
- 4) 資金の借入

<ボンド・マザーファンド>

わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条および第14条に定めるものに限り。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

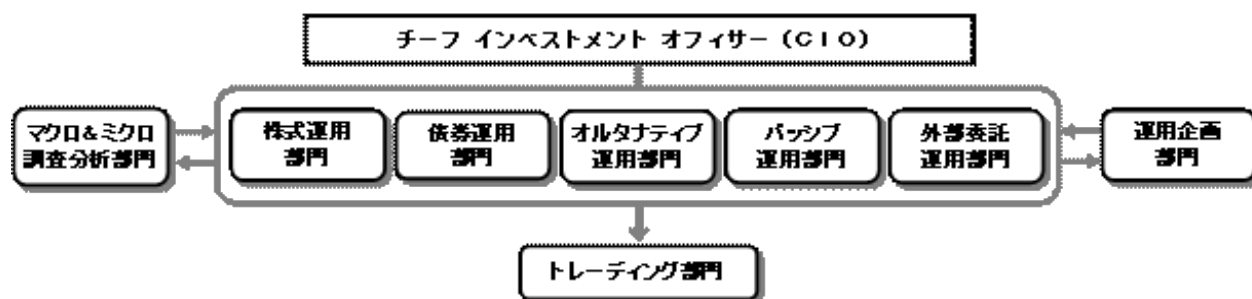
- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）
- 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
- 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
- 9) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 10) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 先物取引等
 - 2) スワップ取引
 - 3) 有価証券の貸付

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <ボンド・マザーファンド>

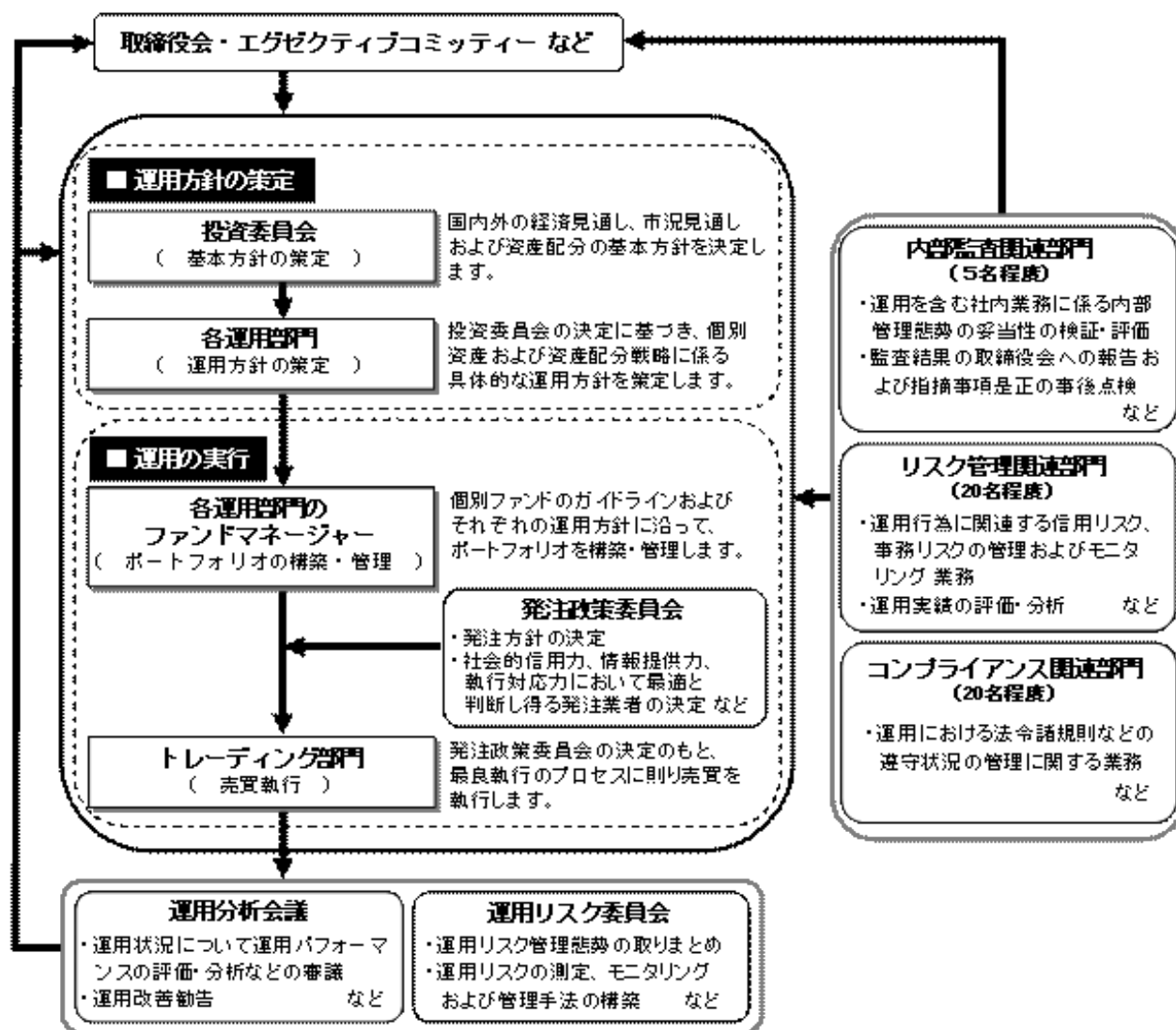
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債およびその他の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	わが国の国債および地方債、金融債、電力債を組入れの中心として、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成12年11月27日設定）
決算日	毎年11月19日 （19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日を決算日とします。）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】**① 収益分配方針**

- ・ 毎決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当します。
- ・ ただし、決算日に純資産総額が信託財産の元本の額（1万口当たり1万円とします。）の総額（以下「元本総額」といいます。）を超過していない場合には、翌期以降の決算日に超過するまで分配は行ないません。つまり、決算日の基準価額が1万口当たり1万円以下の場合には、収益分配は行ないません。

② 収益分配金の支払い**<分配金再投資コース>**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後10日以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】**① 約款に定める投資制限****<公社債投信8月号>**

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
 - イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ハ) ロ) においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入れを行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

<ボンド・マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。
- 2) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 4) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第11条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ

約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- イ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ロ) スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付することができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に債券など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

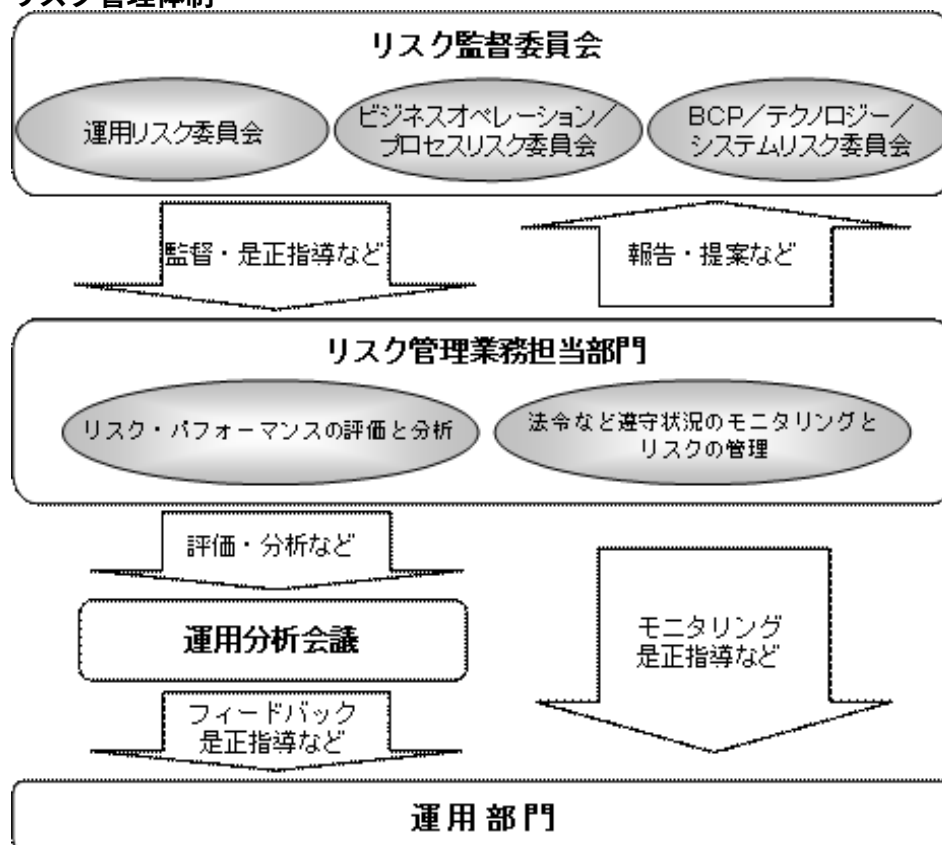
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはリスク監督委員会、あるいはその部門別委員会へ報告され運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】**① 換金手数料**

換金時に、下記の換金手数料が換金額から差し引かれます。

昭和37年4月20日以前の取得分の換金

…………… 1万口につき 26円25銭（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の換金

…………… 1万口につき 105円（税抜100円）

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の換金

…………… 1万口につき 10円50銭（税抜10円）

平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の換金

…………… 1万口につき 2円10銭（税抜2円）

※ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が委託会社に申し出た場合に限り）は、解約請求の場合に換金手数料を徴収しないことができます。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】**① 信託報酬**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に対し、年0.707%以内の率で、原則として次に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率は直前10営業日間における基準価額（1万口当たり銭位未満を四捨五入した額とします。）の年換算騰落率に依りて次に掲げる範囲内の率とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

年換算騰落率	信託報酬率（年率）			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
7%超の場合	0.7070%	0.1950%	0.4620%	0.0500%
6%超 7%以下の場合	0.6464%	0.1783%	0.4224%	0.0457%
5%超 6%以下の場合	0.5427%	0.1497%	0.3546%	0.0384%
4%超 5%以下の場合	0.4393%	0.1211%	0.2871%	0.0311%
0.40%超 4%以下の場合	0.4000%	0.1103%	0.2614%	0.0283%
0.35%超 0.40%以下の場合	0.3500%	0.0965%	0.2287%	0.0248%
0.30%超 0.35%以下の場合	0.3000%	0.0828%	0.1960%	0.0212%
0.25%超 0.30%以下の場合	0.2500%	0.0689%	0.1634%	0.0177%
0.20%超 0.25%以下の場合	0.2000%	0.0552%	0.1307%	0.0141%
0.15%超 0.20%以下の場合	0.1500%	0.0414%	0.0980%	0.0106%
0.14%超 0.15%以下の場合	0.1000%	0.0276%	0.0653%	0.0071%
0.13%超 0.14%以下の場合	0.0840%	0.0232%	0.0549%	0.0059%
0.12%超 0.13%以下の場合	0.0680%	0.0188%	0.0444%	0.0048%
0.11%超 0.12%以下の場合	0.0520%	0.0143%	0.0340%	0.0037%
0.10%超 0.11%以下の場合	0.0360%	0.0100%	0.0235%	0.0025%
0.09%超 0.10%以下の場合	0.0200%	0.0055%	0.0131%	0.0014%
0.08%超 0.09%以下の場合	0.0180%	0.0049%	0.0118%	0.0013%
0.07%超 0.08%以下の場合	0.0160%	0.0044%	0.0105%	0.0011%
0.06%超 0.07%以下の場合	0.0140%	0.0039%	0.0091%	0.0010%
0.05%超 0.06%以下の場合	0.0120%	0.0034%	0.0078%	0.0008%
0.05%以下の場合	0.0100%	0.0028%	0.0065%	0.0007%

※販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。

③ 支払時期

信託報酬（販売会社への配分には消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要

する費用。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

2) 償還金・解約金の取扱い

個別元本超過額が課税対象であり、20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

3) 財形貯蓄制度の取扱い

・ 財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用の場合、お一人につき元金550万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。ただし、住宅の取得などもしくは年金の受取りの目的以外で受益者が払戻しされる場合には、当該受益者が換金した時からさかのぼって過去5年間に支払われた当該受益者にかかる収益分配金に対して20%が追徴課税されます。

・ ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

4) マル優制度の取扱い

・ マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用の場合、お一人につき元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて上記の税金はかかりません。

・ ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 個別元本

・ 各受益者の買付時の基準価額が個別元本になります。

・ 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
国債証券	1,101,356	9.13
日本	1,101,356	9.13
地方債証券	504,949	4.19
日本	504,949	4.19
特殊債券	2,705,863	22.43
日本	2,705,863	22.43
社債券	1,002,910	8.31
日本	602,910	5.00
フランス	200,000	1.66
イギリス	200,000	1.66
親投資信託受益証券	4,482,144	37.15
日本	4,482,144	37.15
現先取引勘定	1,999,778	16.57
日本	1,999,778	16.57
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	268,597	2.23
純資産総額	12,065,600	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（２年） 第２６６回	0.60000 2010-03-15	400,000,000	100.17 100.17	400,683,205 400,683,205	3.32
日本円 日本	特殊債券 －	西日本高速道路社債（財投機関債） 第１回	0.98000 2009-12-18	400,000,000	100.12 100.12	400,471,040 400,471,040	3.32
日本円 日本	特殊債券 －	道路債券（財投機関債） 第３５回	0.71000 2009-12-21	400,000,000	100.02 100.02	400,095,492 400,095,492	3.32
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（２年） 第２６５回	0.50000 2010-02-15	300,000,000	100.07 100.07	300,222,950 300,222,950	2.49
日本円 日本	地方債証券 －	東京都公募公債 ５６３回	1.80000 2010-07-23	200,000,000	101.35 101.35	202,699,437 202,699,437	1.68
日本円 日本	特殊債券 －	福祉医療機構債券（財投機関債） 第１ ３回	1.25000 2010-06-18	200,000,000	100.71 100.71	201,426,227 201,426,227	1.67
日本円 日本	特殊債券 －	政府保証道路債券 政府保証第３０７回	1.70000 2010-02-25	200,000,000	100.63 100.63	201,261,434 201,261,434	1.67
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（２年） 第２６４回	0.70000 2010-01-15	200,000,000	100.17 100.17	200,335,878 200,335,878	1.66
日本円 日本	社債券 －	東京瓦斯（社債間限定同順位特約付） １ ９回	1.73000 2009-10-19	200,000,000	100.13 100.13	200,258,833 200,258,833	1.66
日本円 日本	特殊債券 －	利附商工債券（５年） 利附第６６１号	0.55000 2010-06-25	200,000,000	100.08 100.08	200,159,045 200,159,045	1.66
日本円 日本	国債証券 －	利付国庫債券（２年） 第２６１回	0.90000 2009-10-15	200,000,000	100.06 100.06	200,114,272 200,114,272	1.66
日本円 日本	特殊債券 －	中小企業債券（財投機関債） 第１４回	0.93000 2009-09-18	200,000,000	100.02 100.02	200,033,484 200,033,484	1.66
日本円 日本	特殊債券 －	国際協力銀行債券（財投機関債） 第１４回	0.86000 2009-09-18	200,000,000	100.00 100.00	200,005,808 200,005,808	1.66
日本円 フランス	社債券 －	Komatsu Capital Europe SA	1.01000 2009-09-09	200,000,000	100.00 100.00	200,000,000 200,000,000	1.66
日本円 イギリス	社債券 －	Mitsubishi Corporation Finance PLC	0.31000 2010-03-09	200,000,000	100.00 100.00	200,000,000 200,000,000	1.66
日本円 日本	社債券 －	豊田自動織機（社債間限定同順位特約付） ９回	1.91000 2010-07-19	100,000,000	101.34 101.34	101,338,210 101,338,210	0.84
日本円 日本	特殊債券 －	は号特別道路債券 は号特別第１３４回	1.80000 2010-07-26	100,000,000	101.26 101.26	101,261,478 101,261,478	0.84
日本円 日本	社債券 －	N T T データ（社債間限定同順位特約付） １６回	1.88000 2010-06-21	100,000,000	101.24 101.24	101,238,083 101,238,083	0.84
日本円 日本	地方債証券 －	東京都公募公債 ５６１回	1.80000 2010-05-25	100,000,000	101.11 101.11	101,113,490 101,113,490	0.84
日本円 日本	地方債証券 －	東京都公募公債 ５５９回	1.90000 2010-03-25	100,000,000	100.91 100.91	100,913,329 100,913,329	0.84
日本円 日本	特殊債券 －	利附商工債券（３年） 利附第８７号	1.10000 2010-04-27	100,000,000	100.41 100.41	100,406,631 100,406,631	0.83

日本円 日本	地方債証券 —	東京都公募公債 554回	1.80000 2009-10-23	100,000,000	100.22 100.22	100,222,991 100,222,991	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	国民生活債券（財投機関債） 第18回	0.63000 2010-06-18	100,000,000	100.22 100.22	100,219,104 100,219,104	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	利附商工債券（3年） 利附第86号	1.05000 2010-03-26	100,000,000	100.21 100.21	100,214,708 100,214,708	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	みずほコーポレート銀行債券（5年） 利附 第669号	0.65000 2010-04-27	100,000,000	100.11 100.11	100,112,356 100,112,356	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	政府保証銀行等保有株式取得機構債 政 府保証第10回	0.70000 2009-11-25	100,000,000	100.09 100.09	100,090,554 100,090,554	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	みずほコーポレート銀行債券（5年） 利附 第670号	0.60000 2010-05-27	100,000,000	100.09 100.09	100,086,604 100,086,604	0.83
日本円 日本	社債券 —	関西電力 417回	1.80000 2009-09-21	100,000,000	100.08 100.08	100,075,969 100,075,969	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	日本学生支援債券（財投機関債） 第2回	0.70000 2009-09-18	100,000,000	100.01 100.01	100,011,360 100,011,360	0.83
日本円 日本	特殊債券 —	日本政策投資銀行債券（財投機関債） 第14回	0.99000 2009-09-18	100,000,000	100.01 100.01	100,008,640 100,008,640	0.83

<親投資信託受益証券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 —	ボンド・マザーファンド	4,356,672,469	1.0287 1.0288	4,481,708,968 4,482,144,636	37.15

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
国債証券	9.13
地方債証券	4.19
特殊債券	22.43
社債券	8.31
親投資信託受益証券	37.15
合計	81.21

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第39計算期間末（2000年8月19日）	1.0000	1.015000	96,604	98,053
第40計算期間末（2001年8月19日）	1.0000	1.012000	77,781	78,714
第41計算期間末（2002年8月19日）	1.0000	1.004490	54,991	55,238
第42計算期間末（2003年8月19日）	1.0000	1.001199	43,979	44,031
第43計算期間末（2004年8月19日）	1.0000	1.001001	29,902	29,932
第44計算期間末（2005年8月22日）	1.0000	1.000835	23,133	23,153
第45計算期間末（2006年8月21日）	1.0000	1.000966	15,804	15,820
第46計算期間末（2007年8月20日）	1.0000	1.002938	13,464	13,504
第47計算期間末（2008年8月19日）	1.0000	1.003981	12,590	12,640
第48計算期間末（2009年8月19日）	1.0000	1.003220	11,628	11,666

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年8月末日	1.0001	13,083
2008年9月末日	1.0005	12,969
2008年10月末日	1.0008	12,834
2008年11月末日	1.0011	12,735
2008年12月末日	1.0014	12,586
2009年1月末日	1.0017	12,457
2009年2月末日	1.0020	12,350
2009年3月末日	1.0022	12,201
2009年4月末日	1.0025	12,094
2009年5月末日	1.0027	11,945
2009年6月末日	1.0029	11,830
2009年7月末日	1.0031	11,725
2009年8月末日	1.0000	12,065

② 【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第39計算期間（1999年8月20日～2000年8月19日）	0.015000
第40計算期間（2000年8月20日～2001年8月19日）	0.012000
第41計算期間（2001年8月20日～2002年8月19日）	0.004490
第42計算期間（2002年8月20日～2003年8月19日）	0.001199
第43計算期間（2003年8月20日～2004年8月19日）	0.001001
第44計算期間（2004年8月20日～2005年8月22日）	0.000835
第45計算期間（2005年8月23日～2006年8月21日）	0.000966
第46計算期間（2006年8月22日～2007年8月20日）	0.002938
第47計算期間（2007年8月21日～2008年8月19日）	0.003981
第48計算期間（2008年8月20日～2009年8月19日）	0.003220

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第39計算期間（1999年8月20日～2000年8月19日）	1.50
第40計算期間（2000年8月20日～2001年8月19日）	1.20
第41計算期間（2001年8月20日～2002年8月19日）	0.45
第42計算期間（2002年8月20日～2003年8月19日）	0.12
第43計算期間（2003年8月20日～2004年8月19日）	0.10
第44計算期間（2004年8月20日～2005年8月22日）	0.08
第45計算期間（2005年8月23日～2006年8月21日）	0.10
第46計算期間（2006年8月22日～2007年8月20日）	0.29
第47計算期間（2007年8月21日～2008年8月19日）	0.40
第48計算期間（2008年8月20日～2009年8月19日）	0.32

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) ボンド・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年8月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
国債証券	11,015,417	20.69
日本	11,015,417	20.69
地方債証券	3,294,438	6.19
日本	3,294,438	6.19
特殊債券	18,091,768	33.98
日本	18,091,768	33.98
社債券	17,521,896	32.91
日本	13,845,521	26.00
アメリカ	2,876,375	5.40
フランス	800,000	1.50
現先取引勘定	1,999,926	3.76
日本	1,999,926	3.76
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,325,303	2.49
純資産総額	53,248,750	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	利率(%) 償還期限	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円 アメリカ	社債券 —	TOYOTA MOTOR CREDIT CORPORATION	0.55000 2010-06-30	2,876,000,000	100.01 100.01	2,876,375,114 2,876,375,114	5.40
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第266回	0.60000 2010-03-15	2,500,000,000	100.15 100.15	2,503,861,536 2,503,861,536	4.70
日本円 日本	社債券 —	関西電力 421回	1.92000 2010-06-21	2,200,000,000	101.26 101.26	2,227,631,470 2,227,631,470	4.18
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第263回	0.80000 2009-12-15	2,000,000,000	100.14 100.14	2,002,830,352 2,002,830,352	3.76
日本円 日本	特殊債券 —	道路債券（財投機関債）第35回	0.71000 2009-12-21	1,800,000,000	100.05 100.05	1,800,810,992 1,800,810,992	3.38
日本円 日本	特殊債券 —	ほ号特別鉄道建設債券 ほ号特別第186回	1.80000 2010-01-27	1,500,000,000	100.55 100.55	1,508,255,964 1,508,255,964	2.83
日本円 日本	特殊債券 —	国際協力銀行債券（財投機関債）第14回	0.86000 2009-09-18	1,400,000,000	100.01 100.01	1,400,134,518 1,400,134,518	2.63
日本円 日本	社債券 —	西日本旅客鉄道 4回	2.50000 2010-02-02	1,327,000,000	100.83 100.83	1,338,078,296 1,338,078,296	2.51
日本円 日本	特殊債券 —	ろ号特別阪神高速道路債券 ろ号特別第29回	1.80000 2010-06-21	1,230,000,000	101.12 101.12	1,243,747,629 1,243,747,629	2.34
日本円 日本	特殊債券 —	利附商工債券（5年）利附第659号	0.65000 2010-04-27	1,100,000,000	100.12 100.12	1,101,271,202 1,101,271,202	2.07
日本円 日本	社債券 —	三菱重工業（社債間限定同順位特約付）14回	0.63000 2010-01-29	1,100,000,000	100.07 100.07	1,100,722,681 1,100,722,681	2.07
日本円 日本	地方債証券 —	東京都公債 第720回	1.90000 2009-12-25	1,070,000,000	100.48 100.48	1,075,176,000 1,075,176,000	2.02
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第269回	0.90000 2010-06-15	1,000,000,000	100.54 100.54	1,005,395,100 1,005,395,100	1.89
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第267回	0.60000 2010-04-15	1,000,000,000	100.21 100.21	1,002,083,000 1,002,083,000	1.88
日本円 日本	特殊債券 —	中小企業債券（財投機関債）第18回	0.51000 2010-06-21	1,000,000,000	100.15 100.15	1,001,465,966 1,001,465,966	1.88
日本円 日本	特殊債券 —	利附商工債券（1年）利附第23号	0.62000 2010-05-14	1,000,000,000	100.09 100.09	1,000,899,336 1,000,899,336	1.88
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第261回	0.90000 2009-10-15	1,000,000,000	100.07 100.07	1,000,742,216 1,000,742,216	1.88
日本円 日本	国債証券 —	利付国庫債券（2年）第265回	0.50000 2010-02-15	1,000,000,000	100.07 100.07	1,000,723,760 1,000,723,760	1.88
日本円 日本	社債券 —	三井住友銀行（社債間限定同順位特約付）29回	0.66000 2010-01-20	1,000,000,000	100.06 100.06	1,000,585,040 1,000,585,040	1.88
日本円 日本	特殊債券 —	日本政策投資銀行債券（財投機関債）第14回	0.99000 2009-09-18	1,000,000,000	100.01 100.01	1,000,099,460 1,000,099,460	1.88
日本円 日本	国債証券 —	国庫短期証券 第33回	— 2010-06-21	1,000,000,000	99.84 99.84	998,351,178 998,351,178	1.87
日本円 日本	社債券 —	ジェイ エフ イー ホールディングス 1回	1.00000 2010-07-30	800,000,000	100.51 100.51	804,082,561 804,082,561	1.51

日本円 日本	特殊債券 －	利附商工債券（３年） 利附第８３号	1.20000 2009-12-25	800,000,000	100.13 100.13	801,014,065 801,014,065	1.50
日本円 日本	社債券 －	ブリヂストン（社債間限定同順位特約付） ３回	0.59000 2010-05-07	800,000,000	100.07 100.07	800,587,409 800,587,409	1.50
日本円 フランス	社債券 －	Komatsu Capital Europe SA	1.01000 2009-09-09	800,000,000	100.00 100.00	800,000,000 800,000,000	1.50
日本円 日本	特殊債券 －	政府保証道路債券 政府保証第３０７回	1.70000 2010-02-25	771,000,000	100.63 100.63	775,862,743 775,862,743	1.46
日本円 日本	地方債証券 －	東京都公債 第７２５回	1.90000 2010-03-25	700,000,000	100.86 100.86	706,033,750 706,033,750	1.33
日本円 日本	特殊債券 －	みずほコーポレート銀行債券（５年） 利附第６６９号	0.65000 2010-04-27	700,000,000	100.10 100.10	700,702,201 700,702,201	1.32
日本円 日本	社債券 －	住友電装（社債間限定同順位特約付） １７回	0.62000 2010-05-11	700,000,000	100.10 100.10	700,686,663 700,686,663	1.32
日本円 日本	特殊債券 －	利附しんきん中金債券（５年） 利附第 １８６回	0.60000 2010-05-27	700,000,000	100.09 100.09	700,605,848 700,605,848	1.32

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
国債証券	20.69
地方債証券	6.19
特殊債券	33.98
社債券	32.91
合計	93.77

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

昭和36年8月21日 ファンドの信託契約締結、運用開始
平成12年11月27日 「ボンド・マザーファンド」運用開始
平成13年8月20日 「予想分配型」商品から「実績分配型」商品へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
・年1回の決算日（原則として8月19日）を取得申込受付日として、決算日の翌営業日に限定して追加設定を行ないます。
・取得の申込みは、平成21年7月22日から平成21年8月19日までの販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 申込制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうために、取得の申込みには金額制限などを設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 申込金額
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (6) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

- (7) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (8) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- (9) 財形貯蓄制度
・一定の要件に該当する場合は、財形貯蓄制度（勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄））をご利用になれます。
・財形貯蓄制度（「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」に限ります。）をご利用になる方は、お申込みの際に、財形住宅貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」および「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を、財形年金貯蓄扱いの場合は「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「財産形成非課税年金貯蓄申込書」を提出していただきます。
・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度です。
- (10) マル優制度
・一定の要件に該当する場合は、マル優制度（少額貯蓄非課税制度）をご利用になれます。
・マル優制度をご利用になる方は、お申込みの際に「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出していただきます。

- ・ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約手数料

解約時に、下記の解約手数料がかかります。

昭和37年4月20日以前の取得分の解約

…………… 1万口につき 26円25銭（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の解約

…………… 1万口につき 105円（税抜100円）

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の解約

…………… 1万口につき 10円50銭（税抜10円）

平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の解約

…………… 1万口につき 2円10銭（税抜2円）

※ただし、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が委託会社に申し出た場合に限ります。）は、解約手数料を徴収しないことができます。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し20%）と解約手数料を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(6) 解約単位

<分配金再投資コース> 1口単位

<分配金受取りコース> 1万口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 買取手数料

買取時に、下記の買取手数料がかかります。

昭和37年4月20日以前の取得分の買取り

…………… 1万口につき 26円25銭（税抜25円）

昭和37年4月21日以降、平成13年4月19日以前の取得分の買取り

…………… 1万口につき 105円（税抜100円）

平成13年4月20日以降、平成14年4月22日以前の取得分の買取り

…………… 1万口につき 10円50銭（税抜10円）

平成14年4月23日以降の取得分（平成14年4月号からの新規設定分）の買取り

…………… 1万口につき 2円10銭（税抜2円）

（4）買取価額

買取請求受付日の基準価額から所得税および地方税相当額（当該基準価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し20%）を控除した価額とします。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（5）手取額

1口当たりの手取額は、買取価額から買取手数料を控除した金額となります。

（6）買取単位

＜分配金再投資コース＞ 1口単位

＜分配金受取りコース＞ 1万口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

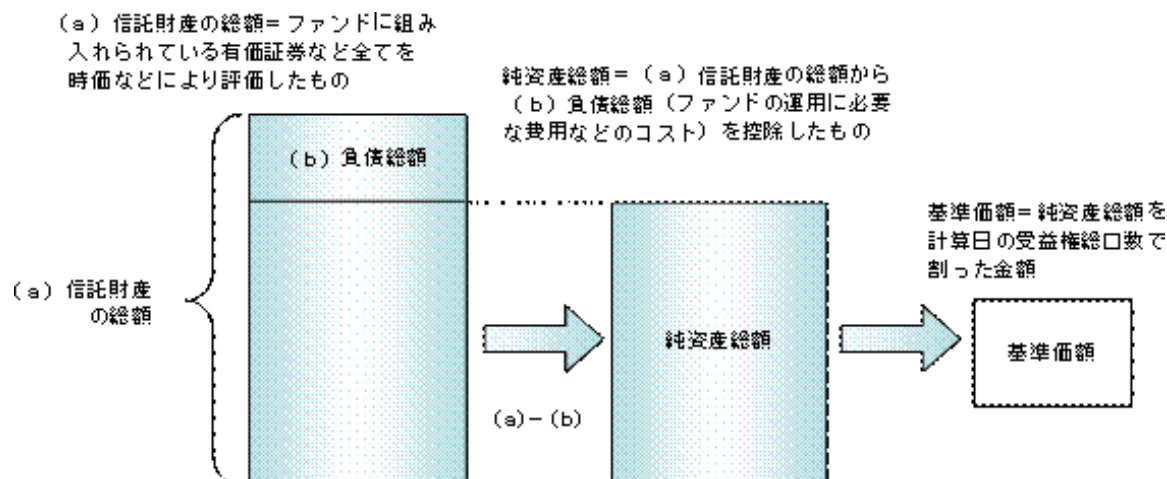
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができません。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（昭和36年8月21日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

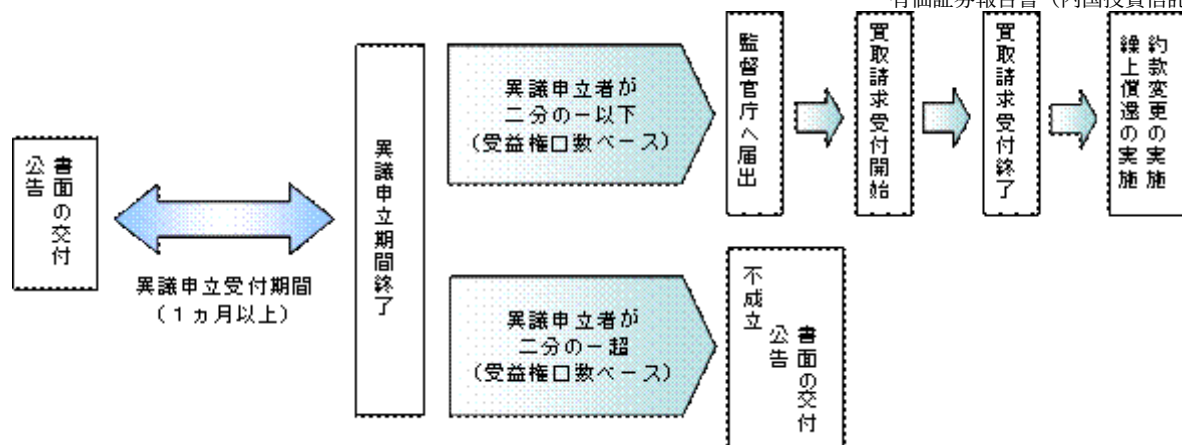
毎年8月20日から翌年8月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日）までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が100億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
 - 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。
- ④ 異議の申立て
- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
 - 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。その後の改正を含みます。）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期計算期間（平成19年8月21日から平成20年8月19日まで）及び第48期計算期間（平成20年8月20日から平成21年8月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 公社債投信 8月号
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第47期 平成20年8月19日現在	第48期 平成21年8月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	809,941,869	335,941,764
国債証券	—	1,101,473,881
地方債証券	—	302,624,120
特殊債券	1,401,182,112	2,706,225,657
社債券	4,200,685,943	1,003,116,888
親投資信託受益証券	4,469,020,614	4,241,708,968
現先取引勘定	1,997,548,214	1,999,917,810
未収利息	18,496,887	15,624,668
前払費用	768,363	3,471,407
流動資産合計	12,897,644,002	11,710,105,163
資産合計	12,897,644,002	11,710,105,163
負債の部		
流動負債		
未払金	200,000,000	—
未払収益分配金	50,121,735	37,445,129
未払解約金	9,010,667	8,376,089
未払受託者報酬	3,392,627	2,477,216
未払委託者報酬	44,530,620	32,541,260
その他未払費用	341,247	342,648
流動負債合計	307,396,896	81,182,342
負債合計	307,396,896	81,182,342
純資産の部		
元本等		
元本	12,590,237,573	11,628,922,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,533	538
元本等合計	12,590,247,106	11,628,922,821
純資産合計	12,590,247,106	11,628,922,821
負債純資産合計	12,897,644,002	11,710,105,163

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
営業収益		
受取利息	88,529,388	61,795,067
有価証券売買等損益	13,394,690	13,753,845
営業収益合計	101,924,078	75,548,912
営業費用		
受託者報酬	3,392,627	2,477,216
委託者報酬	44,530,620	32,541,260
その他費用	558,417	442,857
営業費用合計	48,481,664	35,461,333
営業利益	53,442,414	40,087,579
経常利益	53,442,414	40,087,579
当期純利益	53,442,414	40,087,579
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,711	9,533
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,320,857	2,651,445
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,320,857	2,651,445
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	50,121,735	37,445,129
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,533	538

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月20日から翌年8月19日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は平成19年8月21日から平成20年8月19日までとなっております。	—

（貸借対照表に関する注記）

第47期 平成20年8月19日現在			第48期 平成21年8月19日現在		
1.	期首元本額	13,464,970,534 円	1.	期首元本額	12,590,237,573 円
	期中追加設定元本額	670,028,317 円		期中追加設定元本額	529,529,146 円
	期中解約元本額	1,544,761,278 円		期中解約元本額	1,490,844,436 円
2.	計算期間末日における 受益権の総数	12,590,237,573 口	2.	計算期間末日における 受益権の総数	11,628,922,283 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第47期 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日			第48期 自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
A	分配前 期末純資産総額	12,640,368,841 円	A	分配前 期末純資産総額	11,666,367,950 円
B	決算日 残存元本	12,590,237,573 円	B	決算日 残存元本	11,628,922,283 円
C	分配可能額（A－B）	50,131,268 円	C	分配可能額（A－B）	37,445,667 円
D	決算日 残存受益権口数	12,590,237,573 口	D	決算日 残存受益権口数	11,628,922,283 口
E	1口当たり分配金額（C÷D） （1万口当たり）	0.003981 円 39.81 円	E	1口当たり分配金額（C÷D） （1万口当たり）	0.003220 円 32.20 円
F	収益分配金額	50,121,735 円	F	収益分配金額	37,445,129 円

（有価証券に関する注記）

第47期（自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	1,401,182,112	△742,888
社債券	4,200,685,943	△4,080,057
親投資信託受益証券	4,469,020,614	28,434,223
合計	10,070,888,669	23,611,278

第48期（自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,101,473,881	△1,822,119
地方債証券	302,624,120	△729,880
特殊債券	2,706,225,657	△3,710,343
社債券	1,003,116,888	△2,296,112
親投資信託受益証券	4,241,708,968	25,425,305
合計	9,355,149,514	16,866,851

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第47期 平成20年8月19日現在		第48期 平成21年8月19日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0000 円 (10,000 円)	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0000 円 (10,000 円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（邦貨建債券）

（単位：円）

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0261	利付国庫債券（２年） 第２ ６ １回	200,000,000	200,144,728	
	0042 0264	利付国庫債券（２年） 第２ ６ ４回	200,000,000	200,365,290	
	0042 0265	利付国庫債券（２年） 第２ ６ ５回	300,000,000	300,238,850	
	0042 0266	利付国庫債券（２年） 第２ ６ ６回	400,000,000	400,725,013	
国債証券 計			1,100,000,000	1,101,473,881	
地方債証券	0100 0554	東京都公募公債 ５ ５ ４回	100,000,000	100,273,475	
	0100 0559	東京都公募公債 ５ ５ ９回	100,000,000	100,966,525	
	0100 0563	東京都公募公債 第５ ６ ３回	100,000,000	101,384,120	
地方債証券 計			300,000,000	302,624,120	
特殊債券	0903 9014	日本政策投資銀行債券（財投機関債） 第１ ４回	100,000,000	100,014,400	
	0905 0307	政府保証道路債券 政府保証第３ ０ ７回	200,000,000	201,346,466	
	0905 9035	道路債券（財投機関債） 第３ ５回	400,000,000	400,105,716	
	0910 9014	中小企業債券（財投機関債） 第１ ４回	200,000,000	200,055,744	
	0916 9014	国際協力銀行債券（財投機関債） 第１ ４回	200,000,000	200,009,672	
	0920 3134	特別道路債券 は号１ ３ ４回	100,000,000	101,307,486	
	0940 8013	福祉医療機構債券（財投機関債） 第１ ３回	200,000,000	201,485,039	
	0944 9018	国民生活債券（財投機関債） 第１ ８回	100,000,000	100,228,128	
	0948 9002	日本学生支援債券（財投機関債） 第２回	100,000,000	100,018,908	
	0952 1661	利附商工債券（５年） 利附い第６ ６ １号	200,000,000	200,165,429	
	0959 1669	みずほコーポレート銀行債券（５年） 利附い第６ ６ ９号	100,000,000	100,117,984	
	0959 1670	みずほコーポレート銀行債券（５年） 利附い第６ ７ ０号	100,000,000	100,090,456	
	0972 3086	利附商工債券（３年） 利附第８ ６号	100,000,000	100,227,140	
	0972 3087	利附商工債券（３年） 利附第８ ７回	100,000,000	100,427,043	
	1290 9001	西日本高速道路社債（財投機関債） 第１回	400,000,000	400,522,880	
	1294 0010	政府保証銀行等保有株式取得機構債 政府保証第１ ０回	100,000,000	100,103,166	
特殊債券 計			2,700,000,000	2,706,225,657	
社債券	6201 0901	豊田自動織機 ９回	100,000,000	101,388,070	
	9503 0417	関西電力 ４ １ ７回	100,000,000	100,119,301	
	9506 0410	東北電力 ４ １ ０回	100,000,000	99,998,721	
	9531 1901	東京瓦斯（社債間限定同順位特約付） １ ９回	200,000,000	200,322,181	
	9613 1601	N T Tデータ（社債間限定同順位特約付） １ ６回	100,000,000	101,288,615	
	511043	Komatsu Capital Europe SA 1.01% 20090909	200,000,000	200,000,000	
	610046	Mizuho Securities Co., Ltd. 1.04% 20090827	200,000,000	200,000,000	
社債券 計			1,000,000,000	1,003,116,888	
合 計			5,100,000,000	5,113,440,546	

（親投資信託受益証券）**（単位：円）**

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	ボンド・マザーファンド	4,123,368,298	4,241,708,968	
合計		4,123,368,298	4,241,708,968	

（注） 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ボンド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ボンド・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成20年8月19日現在	平成21年8月19日現在
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		737,354,124	606,868,958
譲渡性預金		4,001,966,533	-
国債証券		-	10,517,407,125
地方債証券		-	3,295,896,073
特殊債券		11,340,961,009	18,294,776,249
社債券		33,506,799,362	17,825,608,944
コマーシャル・ペーパー		1,999,782,462	-
現先取引勘定		4,994,712,445	1,999,712,370
未収利息		81,685,086	126,453,064
前払費用		13,817,034	32,434,821
流動資産合計		56,677,078,055	52,699,157,604
資産合計		56,677,078,055	52,699,157,604
負債の部			
流動負債			
未払金		1,000,000,000	601,368,000
流動負債合計		1,000,000,000	601,368,000
負債合計		1,000,000,000	601,368,000
純資産の部			
元本等			
元本		54,508,663,252	50,646,254,170
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		1,168,414,803	1,451,535,434
元本等合計		55,677,078,055	52,097,789,604
純資産合計		55,677,078,055	52,097,789,604
負債純資産合計		56,677,078,055	52,699,157,604

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	譲渡性預金、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	譲渡性預金、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成20年8月19日現在			平成21年8月19日現在		
1.	期首	平成19年8月21日	1.	期首	平成20年8月20日
	期首元本額	36,613,703,113 円		期首元本額	54,508,663,252 円
	期首からの追加設定元本額	18,012,236,624 円		期首からの追加設定元本額	16,492,612,438 円
	期首からの解約元本額	117,276,485 円		期首からの解約元本額	20,355,021,520 円
	平成20年8月19日現在の元本の内訳 ※			平成21年8月19日現在の元本の内訳 ※	
	公社債投信 1 月号	4,264,230,515 円		公社債投信 1 月号	3,550,626,902 円
	公社債投信 2 月号	3,118,384,739 円		公社債投信 2 月号	2,917,639,369 円
	公社債投信 3 月号	3,381,417,475 円		公社債投信 3 月号	3,167,724,545 円
	公社債投信 4 月号	3,557,088,125 円		公社債投信 4 月号	3,331,655,723 円
	公社債投信 5 月号	3,361,272,970 円		公社債投信 5 月号	3,170,102,443 円
	公社債投信 6 月号	4,874,150,537 円		公社債投信 6 月号	4,600,334,420 円
	公社債投信 7 月号	7,101,442,932 円		公社債投信 7 月号	6,709,021,112 円
	公社債投信 8 月号	4,375,387,326 円		公社債投信 8 月号	4,123,368,298 円
	公社債投信 9 月号	3,709,646,708 円		公社債投信 9 月号	3,517,070,817 円
	公社債投信10月号	4,707,908,850 円		公社債投信10月号	4,365,765,528 円
	公社債投信11月号	5,200,084,079 円		公社債投信11月号	4,730,782,959 円
	公社債投信12月号	6,857,648,996 円		公社債投信12月号	6,462,162,054 円
	(合計)	54,508,663,252 円		(合計)	50,646,254,170 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	54,508,663,252 口	2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の受 益権の総数	50,646,254,170 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
譲渡性預金	4,001,966,533	1,966,533
特殊債券	11,340,961,009	△1,186,491
社債券	33,506,799,362	△11,854,838
コマーシャル・ペーパー	1,999,782,462	3,538,204
合計	50,849,509,366	△7,536,592

対象期間（自 平成20年8月20日 至 平成21年8月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	10,517,407,125	△12,546,875
地方債証券	3,295,896,073	△12,182,589
特殊債券	18,294,776,249	△26,479,271
社債券	17,825,608,944	△37,027,006
合計	49,933,688,391	△88,235,741

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成20年8月19日現在		平成21年8月19日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0214 円 (10,214 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0287 円 (10,287 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(邦貨建債券)

(単位：円)

種 類	銘 柄		券面総額	評価額	備 考
国債証券	0042 0261	利付国庫債券（2年） 第2 6 1回	1,000,000,000	1,000,940,072	
	0042 0263	利付国庫債券（2年） 第2 6 3回	2,000,000,000	2,003,150,704	
	0042 0265	利付国庫債券（2年） 第2 6 5回	1,000,000,000	1,000,775,408	
	0042 0266	利付国庫債券（2年） 第2 6 6回	2,500,000,000	2,504,097,912	
	0042 0267	利付国庫債券（2年） 第2 6 7回	1,000,000,000	1,002,193,112	
	0042 0269	利付国庫債券（2年） 第2 6 9回	1,000,000,000	1,005,619,884	
	0042 0270	利付国庫債券（2年） 第2 7 0回	500,000,000	503,175,655	
	0074 0033	国庫短期証券 第3 3回	1,000,000,000	998,283,906	
	0074 0039	国庫短期証券 第3 9回	500,000,000	499,170,472	
国債証券 計			10,500,000,000	10,517,407,125	
地方債証券	0100 0553	東京都公募公債 5 5 3回	100,000,000	100,175,425	
	0100 0558	東京都公募公債 5 5 8回	200,000,000	201,354,745	
	0100 0563	東京都公募公債 第5 6 3回	342,580,000	347,321,662	
	0100 9019	東京都公募公債 1 9回	407,000,000	407,860,540	
	0200 0720	東京都公債 第7 2 0回	1,070,000,000	1,075,711,440	
	0200 0725	東京都公債 第7 2 5回	700,000,000	706,385,230	
	0222 1101	静岡県公債 平成1 1年度第1回	453,000,000	457,087,031	
地方債証券 計			3,272,580,000	3,295,896,073	
特殊債券	0903 9014	日本政策投資銀行債券（財投機関債） 第1 4回	1,000,000,000	1,000,165,748	
	0903 9018	日本政策投資銀行債券（財投機関債） 第1 8回	400,000,000	400,647,358	
	0905 0307	政府保証道路債券 政府保証第3 0 7回	771,000,000	776,190,547	
	0905 9035	道路債券（財投機関債） 第3 5回	1,800,000,000	1,800,897,776	
	0908 0229	ろ号特別阪神高速道路債券 ろ号特別第 2 9回	1,230,000,000	1,244,308,737	
	0910 9016	中小企業債券（財投機関債） 第1 6回	100,000,000	100,068,300	
	0910 9018	中小企業債券（財投機関債） 第1 8回	1,000,000,000	1,001,525,798	
	0916 9014	国際協力銀行債券（財投機関債） 第1 4 回	1,400,000,000	1,400,224,134	
	0917 8005	都市再生債券（財投機関債） 第5回	200,000,000	200,374,604	
	0944 5186	ほ号特別鉄道建設債券 ほ号特別第1 8 6 回	1,500,000,000	1,508,920,812	
	0944 5187	ほ号特別鉄道建設債券 ほ号特別第1 8 7 回	200,000,000	201,003,002	
	0944 9015	国民生活債券（財投機関債） 第1 5回	100,000,000	100,114,950	
	0948 9003	日本学生支援債券（財投機関債） 第3 回	100,000,000	100,051,240	
	0949 2103	特別本州四国連絡橋債券 第2号1 0 3 回	500,000,000	502,442,966	
	0949 2104	特別本州四国連絡橋債券 第2号1 0 4 回	300,000,000	302,439,048	

	0952 1656	利附商工債券（５年） 利附い第６５６号	100,000,000	99,945,172	
	0952 1657	利附商工債券（５年） 利附い第６５７号	300,000,000	299,837,652	
	0952 1659	利附商工債券（５年） 利附い第６５９号	1,100,000,000	1,101,335,006	
	0952 1660	利附商工債券（５年） 利附い第６６０号	100,000,000	100,090,456	
	0958 0183	利附しんきん中金債券（５年） 利附第１８３回	500,000,000	500,486,864	
	0958 0185	利附しんきん中金債券（５年） 利附第１８５回	140,000,000	140,151,474	
	0958 0186	利附しんきん中金債券（５年） 利附第１８６回	700,000,000	700,632,872	
	0959 1661	みずほコーポレート銀行債券（５年） 利附い第６６１号	200,000,000	200,003,632	
	0959 1669	みずほコーポレート銀行債券（５年） 利附い第６６９号	700,000,000	700,737,445	
	0959 1670	みずほコーポレート銀行債券（５年） 利附い第６７０号	400,000,000	400,391,525	
	0972 1023	利附商工債券（１年） 利附第２３号	1,000,000,000	1,000,941,480	
	0972 3083	利附商工債券（３年） 利附第８３号	800,000,000	801,118,933	
	0972 3085	利附商工債券（３年） 利附第８５号	300,000,000	300,590,006	
	0972 3086	利附商工債券（３年） 利附第８６号	200,000,000	200,377,198	
	1288 9001	東日本高速道路社債（財投機関債） 第１回	500,000,000	503,096,641	
	1295 0008	鉄建建設・運輸施設整備支援機構債券（財投機関債） 第８回	400,000,000	403,395,528	
	804012	Development Bank of Japan Inc. 1.75% 20100621	200,000,000	202,269,345	
特殊債券 計			18,241,000,000	18,294,776,249	
社債券	5108 0201	ブリヂストン（社債間限定同順位特約付） ２回	100,000,000	100,744,723	
	5108 0301	ブリヂストン（社債間限定同順位特約付） ３回	800,000,000	800,615,693	
	5201 0601	旭硝子（社債間限定同順位特約付） ６回	200,000,000	200,001,152	
	5401 3201	新日本製鉄（社債間限定同順位特約付） ３２回	500,000,000	503,088,084	
	5403 2701	J F E スチール（特定社債間限定同順位特約付） ２７回	200,000,000	202,227,460	
	5411 0101	ジェイ エフ イー ホールディングス １回	800,000,000	804,229,669	
	6948 1001	住友電装（社債間限定同順位特約付） １０回	500,000,000	500,635,966	
	6948 1701	住友電装（社債間限定同順位特約付） １７回	700,000,000	700,719,195	
	7011 1401	三菱重工業（社債間限定同順位特約付） １４回	1,100,000,000	1,100,780,101	
	7011 1601	三菱重工業（社債間限定同順位特約付） １６回	200,000,000	199,882,717	
	8058 1001	三菱商事（担保提供制限等財務上特約無） １０回	200,000,000	203,055,127	
	8315 0079	三菱東京ＵＦＪ銀行（特定社債間限定同順位特約付） ７９回	200,000,000	200,179,260	
	8315 6601	三菱東京ＵＦＪ銀行（社債間限定同順位特約付） ６６回	100,000,000	100,423,000	
	8412 2901	三井住友銀行（社債間限定同順位特約付） ２９回	1,000,000,000	1,000,634,480	
	8412 3001	三井住友銀行（社債間限定同順位特約付） ３０回	100,000,000	100,156,826	
	8412 3201	三井住友銀行 ３２回	500,000,000	500,945,000	
	8461 0601	ホンダファイナンス（社債間限定同順位特約付） ６回	100,000,000	100,073,080	
	8461 0901	ホンダファイナンス（社債間限定同順位特約付） ９回	200,000,000	200,440,250	
	8498 1301	トヨタファイナンス（社債間限定同順位特約付） １３回	200,000,000	200,268,225	
	9020 0601	東日本旅客鉄道 ６回	300,000,000	300,102,824	

9020 0801	東日本旅客鉄道 8回	300,000,000	303,542,790	
9020 1201	東日本旅客鉄道 1 2回	500,000,000	504,366,564	
9021 0401	西日本旅客鉄道 4回	1,327,000,000	1,338,935,912	
9432 0041	日本電信電話 4 1回	400,000,000	402,135,360	
9501 0471	東京電力 4 7 1回	500,000,000	506,234,952	
9502 0438	中部電力 4 3 8回	241,000,000	243,906,346	
9503 0420	関西電力 4 2 0回	200,000,000	201,663,190	
9503 0421	関西電力 4 2 1回	2,200,000,000	2,228,759,218	
9504 0338	中国電力 3 3 8回	100,000,000	100,042,620	
9509 0269	北海道電力 2 6 9回	300,000,000	301,267,824	
511043	Komatsu Capital Europe SA 1.01% 20090909	800,000,000	800,000,000	
520094	TOYOTA MOTOR CREDIT CORPORATION 0.55% 20100630	1,876,000,000	1,875,551,336	
610047	Mizuho Securities Co., Ltd. 1.04% 20090827	1,000,000,000	1,000,000,000	
社債券 計		17,744,000,000	17,825,608,944	
合計		49,757,580,000	49,933,688,391	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	12,471,814,134	円
II 負債総額	406,213,969	円
III 純資産総額（I－II）	12,065,600,165	円
IV 発行済数量	12,065,080,470	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0000	円

（参考）ボンド・マザーファンド**純資産額計算書**

I 資産総額	53,747,920,149	円
II 負債総額	499,169,500	円
III 純資産総額（I－II）	53,248,750,649	円
IV 発行済数量	51,757,365,287	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0288	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第39計算期間（1999年8月20日～2000年8月19日）	11,884,470,000	12,626,208,069
第40計算期間（2000年8月20日～2001年8月19日）	4,880,869,163	23,704,000,330
第41計算期間（2001年8月20日～2002年8月19日）	7,353,029,388	30,142,298,903
第42計算期間（2002年8月20日～2003年8月19日）	1,262,773,140	12,275,482,975
第43計算期間（2003年8月20日～2004年8月19日）	881,027,614	14,957,318,639
第44計算期間（2004年8月20日～2005年8月22日）	895,198,753	7,664,230,037
第45計算期間（2005年8月23日～2006年8月21日）	852,727,427	8,181,806,398
第46計算期間（2006年8月22日～2007年8月20日）	765,449,941	3,105,227,333
第47計算期間（2007年8月21日～2008年8月19日）	670,028,317	1,544,761,278
第48計算期間（2008年8月20日～2009年8月19日）	529,529,146	1,490,844,436

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年10月1日現在

資本金	17,363,045,900円
発行可能株式総数	220,000,000株
発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間ににおける主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

5名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(平成21年10月1日現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	364	65,573
株式投資信託	286	52,629
単位型	41	986
追加型	245	51,642
公社債投資信託	78	12,944
単位型	61	964
追加型	17	11,980
投資法人合計	1	40

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第49期 (平成20年 3 月31日)		第50期 (平成21年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		35,432		27,759
有価証券		337		—
前払費用		407		393
未収入金		7		3,869
未収委託者報酬		10,138		5,506
未収収益	※3	712	※3	582
立替金		190		222
繰延税金資産		1,901		862
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		49,158		39,226
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	843	※1	313
器具備品	※1	548	※1	346
有形固定資産合計		1,391		660
無形固定資産				
ソフトウェア		109		73
電話加入権等		21		21
無形固定資産合計		131		94
投資その他の資産				
投資有価証券		4,274		1,243
関係会社株式		8,154		7,719
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		1,062		1,037
繰延税金資産		661		1,218
その他		2		0
子会社投資損失引当金		△576		△576
投資その他の資産合計		13,639		10,702
固定資産合計		15,162		11,458
資産合計		64,321		50,684

(単位：百万円)

	第49期 (平成20年 3月31日)	第50期 (平成21年 3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	150	181
未払金	5,073	2,811
未払収益分配金	7	7
未払償還金	353	187
未払手数料	4,378	2,391
その他未払金	333	225
未払費用 ※3	6,697	3,701
未払法人税等	5,651	—
未払消費税等	424	—
賞与引当金	2,855	1,821
役員賞与引当金	320	191
その他	212	16
流動負債合計	21,384	8,723
固定負債		
退職給付引当金	624	612
その他	102	102
固定負債合計	727	714
負債合計	22,112	9,438
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金	4,157	4,272
その他資本剰余金	4	4
資本剰余金合計	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,660	20,593
利益剰余金合計	21,660	20,593
株主資本合計	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	99	△26
評価・換算差額等合計	99	△26
純資産合計	42,208	41,246
負債純資産合計	64,321	50,684

（２）【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第50期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	87,292	56,567
その他営業収益	3,894	2,962
営業収益計	91,186	59,529
営業費用		
支払手数料	36,598	27,877
広告宣伝費	4,770	1,298
公告費	42	17
受益証券発行費	13	—
調査費	17,679	12,861
調査費	868	854
委託調査費	16,792	11,990
図書費	19	15
委託計算費	554	491
営業雑経費	1,002	714
通信費	237	190
印刷費	430	340
協会費	44	49
諸会費	9	7
その他	280	126
営業費用計	60,661	43,260
一般管理費		
給料	8,005	7,124
役員報酬	220	228
役員賞与引当金繰入額	320	191
給料・手当	4,578	4,879
賞与	31	4
賞与引当金繰入額	2,855	1,821
交際費	100	79
寄付金	19	33
旅費交通費	446	264
租税公課	341	255
不動産賃借料	1,164	921
退職給付費用	327	336
退職金	231	14
固定資産減価償却費	446	801
諸経費	3,806	2,992
一般管理費計	14,890	12,824
営業利益	15,634	3,444

(単位：百万円)

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	63 ※ 1	710
有価証券売却益	—	160
有価証券償還益	—	73
時効成立分配金・償還金	689	106
その他	71	122
営業外収益計	826	1,176
営業外費用		
支払利息	16	15
有価証券売却損	—	51
有価証券償還損	—	200
時効成立後支払分配金・償還金	90	129
弁護士報酬等	31	37
その他	12	2
営業外費用計	150	438
経常利益	16,310	4,182
特別利益		
投資有価証券売却益	560	38
特別利益計	560	38
特別損失		
投資有価証券売却損	390	226
投資有価証券評価損	—	569
関係会社株式評価損	2,618	454
固定資産処分損	46	0
移転費用	110	—
割増退職金	—	433
その他	7	—
特別損失計	3,172	1,685
税引前当期純利益	13,697	2,535
法人税、住民税及び事業税	7,266	273
法人税等調整額	△1,581	568
法人税等合計	5,685	842
当期純利益	8,012	1,693

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位：百万円)	
	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	16,223	16,287
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	16,287	16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	4,092	4,157
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,157	4,272
その他資本剰余金		
前期末残高	4	4
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4	4
資本剰余金合計		
前期末残高	4,097	4,161
当期変動額		
新株の発行	64	115
当期変動額合計	64	115
当期末残高	4,161	4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	△1,067
当期末残高	21,660	20,593
利益剰余金合計		
前期末残高	20,616	21,660
当期変動額		
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,043	△1,067
当期末残高	21,660	20,593

(単位：百万円)		
	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	40,937	42,109
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
当期変動額合計	1,172	△836
当期末残高	42,109	41,273
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△582	△126
当期変動額合計	△582	△126
当期末残高	99	△26
評価・換算差額等合計		
前期末残高	682	99
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△582	△126
当期変動額合計	△582	△126
当期末残高	99	△26
純資産合計		
前期末残高	41,619	42,208
当期変動額		
新株の発行	129	230
剰余金の配当	△6,969	△2,760
当期純利益	8,012	1,693
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△582	△126
当期変動額合計	589	△962
当期末残高	42,208	41,246

重要な会計方針

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、総平 均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同左 ② その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。た だし、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってお ります。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りで あります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充て るため、支払見込額に基づき当事業 年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てる ため、支払見込額に基づき当事業年 度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。 数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数(10年)按分 した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から費用処理することとしておりま す。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左

	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 リース取引の処理方法	(4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4) 子会社投資損失引当金 同左 —
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。	—

表示方法の変更

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166百万円 器具備品 210百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77百万円 (流動負債) 未払費用 693百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 704百万円 器具備品 424百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 28百万円 (流動負債) 未払費用 272百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナースHIPに支払うオフィス賃借料等の債務64百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次の通りであります。 受取配当金 703百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会 社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	—	520,000	6,000,000	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,450,000	—	310,000	3,140,000	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,550,000	—	80,000	1,470,000	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	4,250,000	110,000	4,140,000	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	—	30,000	—	30,000	—
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	—

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 4 平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

第50期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度 ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000	—
	平成16年度 ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	—	670,000	5,330,000	—
	平成17年度 ストックオプション	普通株式	3,140,000	—	300,000	2,840,000	—
	平成18年度 ストックオプション	普通株式	1,470,000	—	150,000	1,320,000	—
	平成19年度 ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	—	530,000	3,610,000	—
	平成19年度 ストックオプション(2)	普通株式	30,000	—	—	30,000	—
合計			26,780,000	—	1,650,000	25,130,000	—

- (注) 1 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。
- 2 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 3 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの現時点で未定であります。

(リース取引関係)

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引 —
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 906百万円	1年内 906百万円
1年超 1,849百万円	1年超 942百万円
合計 2,755百万円	合計 1,849百万円

(有価証券関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	△ 255
	小 計	1,545	1,289	△ 255
合 計		4,220	4,388	167

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	905	787	△ 117
合 計	905	787	△ 117

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	12	5
	そ の 他	273	299	25
	小 計	280	312	31
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	836	759	△ 76
	小 計	836	759	△ 76
合 計		1,117	1,072	△ 45

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度については、269百万円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
3,196	199	278

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	121
その他 投資証券	50
合 計	171

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない投資証券につき、投資証券の実質価額の低下を考慮し、50百万円の減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	-	-	504	442
合 計	-	-	504	442

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差 額
子会社株式	500	499	△ 1
合 計	500	499	△ 1

(注) 当事業年度において、時価のある子会社株式につき、時価が著しく下落し回復する見込があると認められないため、404百万円の減損処理を行っております。

(持分法損益等)

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,495 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,019

(退職給付関係)

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバランスプラン型退職金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) イ 退職給付債務 △1,502 ロ 年金資産 688 ハ 未積立退職給付債務 △813 ニ 未認識数理計算上の差異 188 ホ 退職給付引当金残高 △624	2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) イ 退職給付債務 △1,429 ロ 年金資産 676 ハ 未積立退職給付債務 △753 ニ 未認識数理計算上の差異 141 ホ 退職給付引当金残高 △612
3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) イ 勤務費用 96 ロ 利息費用 29 ハ 期待運用収益 △5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 32 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 174 ヘ 退職給付費用合計 327	3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) イ 勤務費用 107 ロ 利息費用 30 ハ 期待運用収益 △5 ニ 数理計算上の差異の費用処理額 34 ホ 確定拠出型企業年金への掛金 169 ヘ 退職給付費用合計 336

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例
ロ 割引率	2.0%	ロ 割引率	2.0%
ハ 期待運用収益率	0.7%	ハ 期待運用収益率	0.7%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年	ニ 数理計算上の差異の処理年数	10年
		5 割増退職金に関する事項	
		(単位：百万円)	
イ 流動負債		16	
ロ 割増退職金		433	

(ストックオプション等関係)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注) 1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注）1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。
- 2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年4月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。
- 3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年7月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 6,070,000株	普通株式 6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から平成26年7月8日まで

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 97名	当社の従業員及び関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)1	普通株式 7,640,000株	普通株式 3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から平成27年6月22日まで

	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 1,270,000株	普通株式 340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）1	普通株式 4,250,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定条件	上場がなされた日又は平成21年7月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日又は平成22年3月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年7月19日から平成29年7月18日まで	平成22年3月19日から平成30年3月18日まで

（注）1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前(株)		
期首	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
権利未確定残	—	—
権利確定後(株)		
期首	6,000,000	6,000,000
権利確定	0	0
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前(株)		
期首	6,000,000	3,140,000
付与	0	0
失効	670,000	300,000
権利確定	0	0
権利未確定残	5,330,000	2,840,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定前(株)		
期首	1,140,000	330,000
付与	0	0
失効	120,000	30,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,020,000	300,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年7月27日	平成20年3月31日
権利確定前(株)		
期首	4,140,000	30,000
付与	0	0
失効	530,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	3,610,000	30,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格(円) (注) 1	15,823(分割後159)	17,666(分割後177)
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	—

	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格(円) (注) 1	19,981(分割後200)	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	—	0

	平成19年度ストックオプション(1)	平成19年度ストックオプション(2)
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格(円) (注) 1	450	同左
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2、3	0	0

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

4 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 169百万円

(税効果会計関係)

第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 1,161 未払事業税 551 その他 188 1,901 繰延税金資産(固定) 退職給付引当金超過額 254 子会社投資損失引当金 234 その他 240 729 繰延税金資産合計 2,630 繰延税金負債(固定) その他有価証券評価差額金 68 繰延税金負債合計 68 繰延税金資産の純額 2,562	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産(流動) 賞与引当金繰入超過額 895 その他 182 1,078 繰延税金資産(固定) 投資有価証券等評価損 171 関係会社株式評価損 185 退職給付引当金超過額 249 子会社投資損失引当金 234 固定資産減価償却超過額 215 その他 162 1,218 繰延税金資産合計 2,297 繰延税金負債(流動) 事業税中間納付還付予定額 216 繰延税金負債合計 216 繰延税金資産の純額 2,080
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.6% 外国税額控除の影響額等 △11.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.2%

(関連当事者情報)

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

(注) 平成20年5月1日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払 (注1)	13,541	未払手数料	1,406

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上分配を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Citigroup Inc.(ニューヨーク証券取引所等に上場)

日興シティホールディングス株式会社

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情

報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成20年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	6,747百万円
負債合計	1,977百万円
純資産合計	4,769百万円

営業収益	10,700百万円
税引前当期純利益	3,968百万円
当期純利益	3,255百万円

（1株当たり情報）

第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	229円33銭	1株当たり純資産額	222円93銭
1株当たり当期純利益	43円54銭	1株当たり当期純利益	9円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第49期 (平成20年3月31日)	第50期 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	—	41,246
普通株式に係る純資産額（百万円）	—	41,246
差額の主な内訳（百万円）		
新株予約権	—	—
普通株式の発行済株式数（千株）	—	185,013
普通株式の自己株式数（千株）	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（千株）	—	185,013

（注）当事業年度より、1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載しております。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第50期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株式に係る当期純利益（百万円）	8,012	1,693
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	184,023	184,790
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 5,330,000株、平成17年度ストックオプション2,840,000株、平成18年度ストックオプション1,320,000株、平成19年度ストックオプション(1) 3,610,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

（重要な後発事象）

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

- ① 割当先 日興アセットマネジメント社員持株会
- ② 発行価額 1株につき金239円
- ③ 資本組入額 1株につき金119円50銭
- ④ 払込期日 平成20年6月23日

第50期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているグローバルコレクション（隔月分配型）（121百万円 当事業年度末現在）が平成21年5月14日に繰上償還されることを、平成21年5月11日に金融庁に届出ております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
中央三井アセット信託銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMBCフレンド証券株式会社 ※	27,270百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
かざか証券株式会社	15,446百万円	
金十証券株式会社	1,045百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
株式会社証券ジャパン ※	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
成瀬証券株式会社	720百万円	
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
八十二証券株式会社	800百万円	
浜銀T T証券株式会社	3,307百万円	
マネックス証券株式会社 ※	7,425百万円	
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
武蔵証券株式会社	201百万円	

※ SMBCフレンド証券株式会社、株式会社証券ジャパンおよびマネックス証券株式会社は、募集の取扱いを行ないません。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社
該当事項はありません。
- (2) 販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成20年11月19日	有価証券報告書
平成21年5月19日	半期報告書
平成21年7月6日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年10月1日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信8月号の平成19年8月21日から平成20年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信8月号の平成20年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員	公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員	

指 定 社 員	公認会計士 和 田 渉
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信8月号の平成20年8月20日から平成21年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信8月号の平成21年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。